

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学大学院パブリックヘルス学環規程第11条の規定に基づき、群馬大学大学院パブリックヘルス学環における修士の学位論文審査に関し必要な事項を定める。

(修士論文の審査)

第2条 修士論文の審査は、パブリックヘルス学環運営委員会で選定された特別研究担当教員3人による審査委員会により行う。

2 審査委員会は、医学系研究科及び保健学研究科の教員により構成し、主査1人、副査2人とし、この内1人以上は教授とする。この場合、主指導教員を主査及び副査に選定することはできない。

3 審査委員会が審査上必要とするときは、パブリックヘルス学環運営委員会の承認を得て、他の大学院の教授を審査委員に加えることができる。

(修士論文の審査判定)

第3条 修士論文の審査の評価は、「成績の評価」と同様とする。

(最終試験)

第4条 最終試験は、修士論文審査申請学生に対し、口頭等による質問をもって行うものとする。

(最終試験の判定)

第5条 最終試験の判定は、当該論文審査に係る主査及び副査の議決によって行い、その過半数の賛成をもって合格とする。

(研究発表会)

第6条 修了見込の学生は、原則として研究発表会にて研究発表を行わなければならないものとする。

2 研究発表会の日程は、パブリックヘルス学環運営委員会で決定し、公表の上、行うものとする。

(修士論文及び最終試験の判定結果報告)

第7条 修士論文及び最終試験の判定結果は、主査からパブリックヘルス学環長に報告するものとする。

(修士論文審査申請を行うことができるもの)

第8条 修了に必要な所定の単位数のうち20単位以上（特別研究の単位12単位を除く。）を修得した者又は修得見込みの者とする。

(在学延長学生に係る修士論文の審査及び最終試験の実施期間)

第9条 在学延長学生に係る修士論文の審査及び最終試験の実施は、各学期のたびに行う。

附 則

この内規は、令和7年7月22日から施行する。